

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届(建設工事)

平成 年 月 日

沖縄総合事務局長 殿

登録工事種別名

資格認定通知書の
認定年月日・業者コード

平成 年 月 日
第 号

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名

印

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1. 変更内容

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|------|-----|-----|-------|
| | | | |

2. 変更事項にかかる添付書類名

記載要領

- 1 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。
- 2 「本店住所」、「商号又は名称」、「本店代表者の氏名」を変更する場合には、フリガナを付すること。

記載例

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届(建設工事)

平成 年 月 日

沖縄総合事務局長 殿

提出日を記載

登録工事種別を全て記載

登録工事種別名

一般土木・維持修繕・空港等土木・港湾土木・農林土木

資格認定通知書の認定年月日・業者コード

平成 27 年 3 月 16 日
第 123456 号

住所

〒900-0006
沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

商号又は名称

(株)〇〇建設

代表者氏名

代表取締役 沖縄 一郎

担当者氏名

沖縄 次郎(総務部 契約課)

代表者印

下記のとおり変更があったので届出をします。

1. 変更内容

記 資格認定通知書に記載されている「認定年月日」及び業者コード(6ケタ)を記載
連絡担当者を記載
変更後の内容を記載

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|----------|--|---|-------------|
| 商号 | オキナワカイハツ (株)沖縄開発 | オキナワケンセツ (株)沖縄建設 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 代表者の氏名 | オキナワ タロウ 沖縄 太郎 | オキナワ イチロウ 沖縄 一郎 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 建設業の許可区分 | (一般建設業) | (特定建設業) | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 本店住所 | 沖縄県知事許可(般-〇〇)第〇〇号 〒900-xxxx 沖縄県那覇市久茂地9-9-9 | 国土交通大臣許可(特-〇〇)第〇〇号 〒900-xxxx 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 電話番号 | 098-xxxx-xxxx | 098-0000-0000 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| FAX番号 | 098-△△△-△△△△ | 098-□□□-□□□□ | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |

2. 変更事項にかかる添付書類名

登記事項証明書、建設業許可関係の変更届出書の写し

記載要領

- 1 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。
- 2 「本店住所」、「商号又は名称」、「本店代表者の氏名」を変更する場合には、フリガナを付すること。

<参考>
・行政書士が代行作成した場合は欄外に、行政書士の名義、住所、電話番号、印の記載が必要になります。
・住所変更の場合は、郵便番号も必ず記載してください。
・住所変更に伴う、電話(FAX)番号の変更が生じない場合は、余白に「TEL・FAX変更なし」と記載してください。

変更届の提出について

申請書類の提出後、下記(1)①②の変更等が生じた場合には、速やかに、沖縄総合事務局に「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届(建設工事)」により、変更等の届出をしてください。

(1)変更等の届出が必要な場合

- ① 申請者又は競争に参加する資格があると認定された方(以下「有資格業者」という。)が次に該当し、認定(一部を含む)を取り下げる場合

| 該当事項 | 添付書類 |
|---|-------------------------------|
| ① 死亡したとき | 建設業許可の廃業届の写し |
| ② 法人が合併により消滅したとき | 商業登記簿の謄本の写し 又は建設業許可の廃業届の写し |
| ③ 法人が破産により解散したとき | 商業登記簿の謄本の写し 又は建設業許可の廃業届の写し |
| ④ 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき | 商業登記簿の謄本の写し 又は建設業許可の廃業届の写し |
| ⑤ 廃業したとき(一部廃業も含む。) | 建設業許可の廃業届の写し |
| ⑥ 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条に該当する者になったとき | なし |
| ⑦ 建設業法第3条の規定による許可の全部又は一部を受けていない者になったとき | 建設業許可の取消通知書等の写し |
| ⑧ その他の事由により認定を取り下げる場合 | ※下記問合せ先へ確認してください |

- ② 有資格業者が次の事項を変更したとき

| | 変更事項 | 添付書類 |
|----|--|---|
| 法人 | 本店(建設業許可上の主たる営業所)住所 | 登記事項証明書(履歴事項証明書)(写しでも可)又は証明書で確認できない場合は建設業許可関係の変更届出書(第一面・第二面)の写し |
| | 商号又は名称 | 登記事項証明書(履歴事項証明書)(写しでも可) |
| | 本店電話番号及びFAX番号 | なし |
| | 本店代表者の氏名及び役職 | 登記事項証明書(履歴事項証明書)(写しでも可) |
| | 本店の建設業許可工事種別(※経営事項審査を受けた建設業許可を有すること。)、許可の区分又は建設業許可番号(※建設業許可の更新による年度の変更のみの場合は変更届の提出は不要) | 本店の建設業許可工事種別を証明するもの(※建設業許可関係の変更届出書の写し等) |

| | | |
|----|---|---|
| 法人 | 営業所の名称、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号及び建設業許可工事種別(※経営事項審査を受けた建設業許可を有すること。) | 【名称、住所、建設業許可工事種別を変更した場合】 営業所の建設業許可工事種別を証明するもの(※建設業許可関係の変更届出書(第一面・第二面)の写し等) |
| | 営業所の新設(※経営事項審査を受けた建設業許可を有すること。) | 営業所の建設業許可工事種別を証明するもの(※建設業許可関係の変更届出書(第一面・第二面)の写し等) |
| | 営業所の閉鎖 | なし |
| | 業態調書(様式3-①)の記載内容(資本関係、役員の兼任に関する事項) | 業態調書(様式③-1) |
| 個人 | 住所 | 住民票の写し(写しでも可) |
| | 氏名 | 戸籍謄本(又は抄本)(写しでも可) |
| | 電話番号及びFAX番号 | なし |
| | 建設業許可工事種別(※経営事項審査を受けた建設業許可を有すること。)、許可の区分又は建設業許可番号 | 建設業許可工事種別を証明するもの(※建設業許可関係の変更届出書(第一面・第二面)の写し等) |
| | 業態調書(様式3-①)の記載内容(資本関係、役員の兼任に関する事項)番号 | 業態調書(様式③-1) |
| JV | 代表会社の代表者名、住所、商号又は名称 | 登記事項証明書(履歴事項証明書)(写しでも可) |
| | 電話番号及びFAX番号 | なし |
| | 業態調書(様式③-1)の記載内容(資本関係、役員の兼任に関する事項) | なし |

注1) 上記以外の事項については変更届を提出する必要はありません。

(例)支店長等の変更、資本金の変更、新しい経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を取得した場合等

注2) 申請内容等の修正等(完成工事高の振分け直し、希望工事種別順位の変更等)はできません。

注3) 資格認定を受けた後、希望工種区分(工種)を追加することはできますが、その場合は新規の扱いとなりますので、変更届ではなく、新規の申請時に必要な申請書類一式を提出することが必要になります。

注4) 添付書類のうち官公署が行った証明書類の写しについては、申請日から3ヶ月前までのものを有効とします。

注5) 行政書士が本書類を作成した場合は、欄外の余白部分に記名押印等をしてください。

注6) 経常建設共同企業体においては、業態調書③-1の記載内容に変更があった場合、どの構成員に係る変更であるかを記載して届け出てください。

注7) 資本・人的関係に変更があった場合や、親会社等や子会社等が新たに出来た場合、新たに組合へ加入した場合など、資本人的関係(「手引き」32ページ参照)が新たに出来た場合は、業態調書(様式③-1)の提出が必要となります。

注8) 単体企業として登録している工事種別のうち、経常JVとして申請する工事種別の競争参加資格については、「辞退」の変更届(「手引き」66ページ参照)が必要になります。また、単体企業辞退後であっても、上記事項に変更が生じた場合は変更を届け出てください。

(2) 変更届の提出方法

変更等の届出は、下記送付先へ送付又は持参にて提出してください(インターネットでは行うことはできません)。

※受付印が押印された変更届の控え(写し)の送付を希望される場合は、変更届の控え(写し)及び返信用封筒(切手貼付)を同封してください。

【送付・問合せ先】 ※下記宛先を封筒貼付用としてご利用ください。

〒900-0006
沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
沖縄総合事務局開発建設部
管理課契約管理係

TEL 098-866-0031(内線2541)